

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 告示  
○ 道路の区域を変更する件四件 一六
- 道路の供用を開始する件三件 一六
- 公告  
○ 随意契約の相手方を決定した件 一六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一六
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一六
- 都市公園を設置する件三件 一六

## 告 示

**福島県告示第二百二十五号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	田村郡三春町大字根本 字仲田一五〇番三地先 から 郡山市中田町黒木字宮	変更前	一三・五〇	七八八・〇
		変更後	一三・五〇	七八八・〇

ノ前二五三番四地先  
で

一一〇・〇

(道路計画課)

### 福島県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道金山 新地停車 場線	相馬郡新地町大字埸木 崎字台前四三二番一 地 先から 同 郡同 町大字埸木 崎字台前三一九番地先 まで 相馬郡新地町大字埸木 崎字熊野一番一地先か ら 同 郡同 町谷地小屋 字榊形一二二番地先ま で	変更前	A 九・〇〇 B 二二・七〇	八一九・五 一、四八五・八
		変更後	A 九・〇〇 B 一四・〇〇 五三・〇〇	八一九・五 一、四八五・八

(道路計画課)

### 福島県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延 長

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平薄磯字北ノ 作一五番地先から 同 市平沼ノ内字浜 街一八二番一三七地先 まで	A	B	三・六〇 三八・〇〇 一四・〇〇 五七・〇〇	一、三三六・〇 一、二五八・九
				一四・〇〇 五七・〇〇	一、二五八・九

(道路計画課)

福島県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平豊間字兎渡 路三六一番三地先から 同 市平豊間字船附 五一番二地先まで いわき市平豊間字兎渡 路一六三番地先から 同 市平豊間字船附 五一番二地先まで	A	B	三・五〇 一四・一〇	二、一四二・二二
				八・二〇 三一・〇〇	一、六二二・四
	いわき市平豊間字兎渡 路三六一番三地先から 同 市平豊間字兎渡 路二五二番四地先まで いわき市平豊間字兎渡			三・五〇 七・八〇	一五〇・一
				八・二〇	一、六二二・四

路一六三番地先から 同 市平豊間字船附 五一番二地先まで	三二・〇〇
------------------------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道飯野三春石川線	郡山市中田町黒木字落合一四〇番 二地先から 同 市中田町黒木字落合一九四番 地先まで	平成三〇年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道豊間四倉線	いわき市平沼ノ内字浜街七九番一 地先から 同 市平沼ノ内字浜街一八二番 一三七地先まで	平成三〇年三月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道豊間四倉線	供用開始の区 間	いわき市平豊間字兎渡路一六三番 地先から 同 市平豊間字船附五一番二地 先まで	供用開始の期 日	平成三〇年三月二二日
-------------	---------	-------------	--	-------------	------------

（道路計画課）

公 告

公告第62号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年3月20日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県緊急時連絡網システム設備更新業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年2月19日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
福島リコピー販売株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2
- 随意契約に係る契約金額  
152,712,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（原子力安全対策課）

公告第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
母畑地区土地改良区

就任した役員  
役別 氏名 住所

理事 山田 俊郎 郡山市田村町谷田川字町畑二二番地

（農村計画課）

公告第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、桑折町から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する図書  
一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第六十五号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称  
久之浜防災緑地

二 位置  
いわき市久之浜町久之浜字東町、字北町、字中町、字須賀、字南町及び字中浜地内

三 区域  
別添図面のとおり

四 供用開始の期日  
平成三十年三月二十二日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課、福島県土木部都市総室まちづくり推進課、

島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

公告第六十六号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称  
薄磯防災緑地

二 位置  
いわき市平薄磯二丁目及び三丁目地内

三 区域  
別添図面のとおり

四 供用開始の期日  
平成三十年三月二十二日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課、福島県土木部都市総室において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

公告第六十七号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成三十年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称  
沼ノ内防災緑地

二 位置  
いわき市平沼ノ内字浜街地内

三 区域  
別添図面のとおり

四 供用開始の期日  
平成三十年三月二十二日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課、福島県土木部都市総室において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）